

要 望 事 項	<b>1 町村の安定的な財源確保に関すること</b>
	(1) 市町村総合交付金の充実

(要 旨)

市町村総合交付金に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 行政水準の維持向上を図るため、継続的財政支援の拡充
- ② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分
- ③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化
- ④ 交付金の対象範囲の拡大
- ⑤ 市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実

(説 明)

市町村総合交付金は、町村の財政運営にとって重要な財源であり、年々増額されてきていることを、町村運営に対する都の配慮と真摯に受け止めている。

しかし、人口減少・高齢化に対応する施策や施設の維持・更新等、財政力の弱い町村にとっては厳しい状況が続き、住民サービス向上や社会資本の充実に十分応えられないのが現状であり、都による市町村総合交付金を中心とする継続的財政支援が必要である。

市町村総合交付金は、公共施設の整備状況や財政力を勘案して弾力的・効果的な配分を行うとともに、財政補完機能を強化するように図られたい。

また、行政需要は多様化しており、町村においても都市基盤となる公共施設の整備促進や地域固有の地場産業の振興、少子化・若者定住化対策、交通弱者の解消等が求められているが、地域の特性や地理的条件に応じて活用のできる市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実を図ることが必要である。

参考	総合交付金の予算額	平成28年度490億円	平成25年度465億円
		平成27年度483億円	平成24年度453億円
		平成26年度473億円	平成23年度448億円

要望事項	<b>1 町村の安定的な財源確保に関すること</b>
	(2) 地方分権に伴う適切な財源措置

(要 旨)

町村の実情を踏まえた地方分権の推進について国に働きかけるとともに、都としても適切な財政支援のもとにその推進を図られたい。

- ① 権限移譲に見合う適切かつ十分な財源措置について国へ要請していくとともに、都として分権交付金（仮称）の創設などの財政措置
- ② 町村における行財政運営を確保するために必要な都としての適切な技術・財政支援
- ③ 事務処理特例条例に係る適正な財源措置及び申請交付手続の簡素化

(説 明)

① 平成22年6月の地域主権戦略大綱に続き、平成24年11月30日に地域主権推進大綱が閣議決定され、国は基礎的自治体への権限移譲を円滑に進めるため、引続き市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し所要の財源措置を行うこととされた。法律の改正により措置すべき事項については、平成28年5月に第6次一括法が公布され、これまで5次にわたる分権一括法で法令整備が行われてきたが、事務移譲に関して、その財源措置は未だ明らかになっていない。

このため、真の地方分権を実現するため、市町村への適切かつ十分な税源移譲と地方交付税の法定率の引き上げが必要である。また、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、地方税の充実について、国に対して強く要望すべきである。

- ② 地方分権による事務移譲が小規模な町村にとって過重な負担となり、結果として住民サービスの低下に繋がる恐れもあることから、都としての適切な財政支援が必要である。
- ③ 事務処理特例条例に係る財源措置は、現在、事務処理特例交付金により措置されているところであるが、町村にとっては、地方交付税の減額措置等による厳しい財政事情の下での事務移譲等については、単価・基準・範囲等を明確に示したうえで町村と十分な協議を行い、それを踏まえた適正な財源措置を行うとともに更なる財政支援が不可欠である。また、兼務職員の多い町村の事務処理体制にも配慮し、申請交付手続の簡素化を図ることが必要である。

要 望 事 項	<b>2 地方創生の推進と多摩・島しょの振興に関すること</b>
	(1) 地方創生の推進

(要 旨)

地方創生の推進に向けた人口減少の克服と地域の活性化の取り組みに対する国や都からの財政支援を図られたい。

(説 明)

平成26年12月、国は人口減少の克服と地方創生に向けて「長期ビジョン」と平成27年度～31年度の5か年を期間とした政策目標・施策を掲げた「総合戦略」を策定した。

これを受けて、町村では、平成27年度中に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を地域の実情にあわせて策定し、その実現に向けて取り組んでいるところである。

町村は町村の価値や魅力を高め、子どもを産み育てる環境を整え、安心して住み続けることができるまちづくりなど一層積極的に展開していく。

この実現のためには、国や都は、様々な取り組みの障害となる規制の撤廃等、地方分権のさらなる推進を強力に進めることが必要である。

また、事業の展開にあたって財源の確保が重要となるが、地方交付税等の一般財源総額を確保することにより町村の財政基盤を強化するとともに、地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとし、その規模を拡充するよう強く国に働きかけられたい。

要 望 事 項	<b>2 地方創生の推進と多摩・島しょの振興に関すること</b>
	(2) 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政援助の充実

(要 旨)

西多摩地域の振興と均衡のとれた発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図られたい。

(説 明)

西多摩地域は、東京都の中でも交通、道路等の都市基盤整備が立ち遅れており、多くの行政課題が山積している。このため、都との密接な連携のもとに、それぞれが機能分担を図ることにより、地域に共通する課題に対応し、均衡のとれた発展と振興を図ることが重要である。

平成23年3月に策定した西多摩地域広域行政圏計画は、平成28年3月で終了したため、新たに平成28年度から平成32年度にかけての行政圏計画を策定した。この新しい行政圏計画は厳しい財政状況の中、人口減少や少子高齢化の進行に伴う多様で高度な住民ニーズに対応し、圏域の活力や行政経営の自立性・持続性を確保していくことにより、構成市町村間の連携・協調をより一層効果的に推進するための指針である。

この新たな計画は最終的な目標を、「西多摩地域全体の魅力と自立性が高まり、持続可能な社会を目指す」としており、将来に向けた戦略的な社会基盤整備や人づくりも含めた西多摩地域における「多摩の拠点」整備については、都の積極的な支援が必要である。

については、広域行政圏でしか成しえないような先駆的な取り組みには言うに及ばず、今後計画される事業に対して、関係自治体の状況を踏まえ、財政援助を図るなど特段の支援が必要である。

要 望 事 項	<b>2 地方創生の推進と多摩・島しょの振興に関すること</b>
	(3) 島しょ地域の振興策の推進と財政援助の充実

(要 旨)

島しょ地域の振興と発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図られたい。

- ① 島しょ地域における地域力創造推進対策の推進
- ② 島しょ地域における都単独事業予算の拡大
- ③ 島しょ振興公社に対する貸付金の継続
- ④ ヘリコプター定期運航事業に対する財政支援

(説 明)

島しょ町村は、地域の安定的な経済基盤を確立し、地域全体としてのレベルアップを図るため、連携して振興施策に取り組んでいるところであるが、農林水産分野をはじめ、観光、交通体系等広範にわたり大きな課題が残されている。

このため、島しょ地域の経済基盤を強化し、経済の活性化を図るため、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画に基づき、積極的な事業展開を図っていく必要があるが、島しょ町村は、財源の確保が厳しいことから都の財政支援が必要である。

また、島しょ間の交通については、都と島しょ町村で公益財団法人東京都島しょ振興公社を設立し、都の特段の支援を得て、ヘリコプターを運航しているところである。安定運航等への島しょ住民の要求は極めて強いことから、安定運航等を確保するため、一層の財政支援の強化が不可欠である。

要 望 事 項	<b>2 地方創生の推進と多摩・島しょの振興に関すること</b>
	(4) 小笠原空港の開設に係る整備計画の早期立案

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、空港整備に係る計画案を早期に検討し、小笠原諸島の日本復帰50年を迎える平成30年6月までには、小笠原空港に関する都の一定の見解を示すことを要請する。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から検討されている小笠原空港について、都においては、これまで、精力的に調査・検討を重ね、紆余曲折はありながらも、空港整備に係る計画案の検討が進められていることは承知しているが、結果として、現在においても、その開設の目途は付いていない状況にある。

都におかれては、平成27年度に設置された「小笠原航空路に関する検討会議」において、計画案の検討をこれまで以上に具体的に進め、「小笠原航空路協議会」の議を経て、計画案を早期に取りまとめられたい。小笠原空港に対する都としての一定の見解をまとめ、小笠原村日本復帰50年を迎える平成30年6月までには示されたい。

要 望 事 項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(1) 地震・津波・噴火に対する防災体制等の充実強化

(要 旨)

平成24年3月に内閣府の検討会は南海トラフを震源とする巨大地震の震度分布・津波高を発表した。新たな知見に基づいた地震・津波・噴火防災体制等の充実強化を図るため、都と町村が共同して避難誘導の仕組みをつくるなど防災力向上を図る必要がある。

また、標高の低い所に立地する発電所の周りに防潮堤等を設置するための補助制度を創設し、津波被害の軽減を図る必要がある。

については、次の事項について積極的な取り組みを図られたい。

- ① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進
- ② 津波情報伝達経路の自動化の推進及びシステム更新に係る支援
- ③ 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進
- ④ 島しょ地域の孤立防止に向けた避難手段の確保及び生活物資の供給法の早急な確立
- ⑤ 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において報告された第1次報告を踏まえた具体的な防災対策事業への財政支援
- ⑥ 津波浸水想定地域に立地する発電所への防潮対策補助
- ⑦ 遠地からの津波災害に備えた津波観測網の充実

(説 明)

- ① 首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による災害が懸念されており、このような被害を軽減防止するためには地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立することが必要である。
- ② 住民への確に津波情報を伝達するため、伝達経路の自動化が必要であり、未実施町村の解消及び既実施町村におけるシステム更新（ソフトを含む）への支援により、迅速な情報伝達体制を確保することが必要である。
- ③ 伊豆諸島においては、昭和58年の三宅島、昭和61年の伊豆大島など、歴史上たびたび火山噴火による大きな被害を受けてきた。また、平成12年の三宅島火山噴火により、全島民が避難を強いられるなど、いつ発生するかも知れない噴火災害の危険に直面している状況にある。

このような、火山現象による被害を最小限に止めるためには、噴火予知の観測体制の充実強化が必要である。

- ④ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいた、島しょ地域住民の避難手段の確保及び生活物資の供給方法など、住民生命の安全を守るための具体策を早急に確立する必要がある。
- ⑤ 平成24年3月31日に内閣府が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての第1次報告を公表し、都も平成25年5月14日に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について」を発表した。

島しょ町村において、被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっていることから、防災対策に対する一層の財政支援が必要である。

- ⑥ 小笠原村父島では、二見湾奥の標高2mほどに発電所が立地しており、南海トラフ地震による津波浸水想定区域図では、5～10mの最大浸水深に区分されている。民間が事業者とは言え、電気の供給がストップすれば日常生活を維持できなくなる。

また、現状では2～3mの津波来襲でも発電所の機能が失われる可能性があり、最大級の津波に対する対策としては高台移転しかないが、早急な対応が難しい中においては、防潮堤を発電所周りに整備することで津波被害の軽減を図ることが必要である。

- ⑦ 伊豆諸島、小笠原諸島は周囲が太平洋に開かれた外海離島であり、チリ沖や南太平洋などからの津波にも備えておくべきであり、遠地から来襲する津波に対する観測網の充実が必要である。



要 望 事 項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(2) 離島海空路の充実強化と安全対策

(要 旨)

島しょ地域の振興の根幹をなす海空路の確保と整備を積極的に図り、また、空港・港湾施設での安全対策を実施されたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島航路体系の整備・拡充及び改善
- ② 航空機等就航率の向上及び飛行の安定性確保のための施設整備
- ③ 離島住民負担軽減施策の実施
- ④ 本土及び島間コミューター空路の整備並びにヘリコミューター定期空路の充実整備
- ⑤ 二見桟橋船客待合所の観光機能の整備及び二見港の乗降施設の整備
- ⑥ 東京（竹芝）から伊豆諸島・小笠原諸島航路を「海の都道」として認定
- ⑦ 伊豆諸島・小笠原諸島航路を包括した在り方の検討
- ⑧ 空港・港湾施設への監視カメラ設置について

(説 明)

伊豆諸島・小笠原諸島における航路確保と交通体系の整備は、島しょ地域の振興の根幹をなすものであり、「海の都道」として運賃補助・船舶の確保（修繕、新規建造を含む）などについて、強力な支援が必要である。

さらに、国、都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路地域協議会」において、離島航路の確保・維持・改善のための調査・検討を行っているが、島しょ住民の生活安定及び向上の視点を踏まえ協議を進めることが重要である。

また、離島の空港ビルや船客待合所は、「島の玄関口」として住民や観光客が利用し、訪日ブームや2020東京オリンピック・パラリンピック開催によって、今後、来島者のさらなる増加が見込まれる。来島者の増加に期待する一方、安全・安心面が懸念され、安全・安心のまちづくりの推進、防災力の向上の観点からも島しょの全ての空港・港湾施設に監視カメラを設置について検討されたい。

要 望 事 項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(3) 離島のヘリポート整備に対する財政支援、技術的支援

(要 旨)

御蔵島村、利島村、新島村（式根島）、青ヶ島村のヘリポート整備に対する財政支援及び技術的支援を講じられたい。

(説 明)

御蔵島村などは空港未設置の離島であり、南海トラフ巨大地震等による津波が想定される中、災害時には中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートがない。

このため、防災、救急医療等の観点から、中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備は住民の安全を確保するための必須条件である。御蔵島村など離島の財政状況は極めて厳しく、村単独での整備は不可能であることから、ヘリポート整備に対する東京都の財政支援が必要である。

また、ヘリポート建設にあたって、村では技術的知識を有する人材を確保することが困難なため、東京都からの技術的支援も併せて必要である。

要 望 事 項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(4) 大島町への災害復旧・復興特別交付金の継続及び復旧事業の早期整備促進

(要 旨)

大島町における平成25年の台風26号による被災に伴う災害復旧・復興特別交付金制度を引続き継続されたい。

また、被災した区域において、都市公園及び町道・広場等の早期整備促進を実施していくために、東京都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

(説 明)

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠である。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、大島町メモリアル公園整備用地として位置づけを行い、この公園を都市公園事業の地方のシンボル、観光振興等を考慮した「地域づくり拠点公園」として整備を行うこととしている。

都が施工する大金沢流路工整備に合わせ、道路、広場、緑地等の地区公共施設整備により、避難の円滑化、防風、遊水機能を確保し、地区の防災性の向上を図るため、早期に実施する必要がある。

大金沢流路工整備事業については、事業完了年度は未定であるため、防災上の観点及び住民不安を1日でも早く払拭するためにも早期完成を図られたい。

要望事項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(5) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施

(要 旨)

土砂の埋め立て等に起因する災害の発生や土壌汚染を防止するため、現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例の規制強化や運用の改善を行うとともに、(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を図られたい。

(説 明)

近年、建設残土の不適切な埋立て、盛土、堆積に伴う宅地造成によって、大規模な崩落事故が各地で相次いでいる。

建設工事に伴う残土処理について、十分な監視や指導、規制強化などの対策が進んでいない状況から、違法な行為や中山間地域の自然地への処理などが行われている。このことから、埋立て地周辺の住民に災害の発生や土壌汚染に対する不安を与えるとともに、自然環境への影響が危惧されている。

2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた再開発やインフラ整備に加え、リニア中央新幹線等の整備で大量の建設残土の発生が予想され、行き場の無い建設残土が不適切に処理されることが想定されるため、土砂埋め立て等に関する以下の事項について規制強化を図られたい。

- ① 現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例について、罰則強化や土壌調査の義務化、許可の取り消し条項の追加などの充実を図るとともに、残土問題に関する町村への技術的・財政的支援を図られたい。
- ② 都において、都民が安全で安心した生活ができるよう土砂の処分に係る諸問題に対処するため有効な(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を講じられたい。

要 望 事 項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(6) 東京都出先機関の町村への設置

(要 旨)

都と町村の連絡調整を一層密にし、新たな課題など迅速に対応し、また、都のリスク分散のために各町村に都の出先機関を設置されたい。

(説 明)

町村は、総務局の行財政運営に関する助言・連絡調整機能を活用して、都とのゆるぎない関係を強化してきた。しかし、町村は震災の新たな知見に基づく減災対策や高齢社会への対応、第一次産業の衰退に伴う雇用の場の確保など、これまでとは違う課題に向き合ってきている。また、町村ごとに置かれた状況が違い、政策の力点も違ってくるとい実態がある。

現在、都は大島町、三宅村、八丈町、小笠原村に支庁を設置し、支庁が近隣の島しょ町村を管轄して、産業・土木・港湾や都税等に関する事務を行っている。地元町村にとっては都に現状を理解してもらい、迅速な事業の調整を図っていく上で必要な存在である。

ところが、西多摩郡の町村には都の出先機関が設置されておらず、刻々と変わる現場、現状を都に理解してもらうことが難しく、認識の一致までに時間を要することも多い。また、支所設置以外の島しょ町村においても、同様のことが起きている。

さらに、首都圏直下型や南海トラフの地震・津波の予想が発せられる今、都にとっても出先機関の設置はリスク分散型の都政にも効果は大きいと考える。

都が財政再建の一環として、出張所などを整理・統合してきたことは充分理解しているが、出先機関を設置することは、都の助言・連絡調整機能が一層強化され、災害対策も含めて機動的な対策が行えることから町村ごとの都出先機関が必要である。

要望事項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(7) 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

(要 旨)

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

(説 明)

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の障害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。特に、平成29年後半にはCV-22オスプレイが3機配備される予定であり、基地内の施設に大幅な変化がもたらされる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特異性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要 望 事 項	<b>3 安全・安心な町村の実現に関すること</b>
	(8) 島しょ5村6島への超高速ブロードバンド環境の順次、確実な整備

(要 旨)

島しょ5村6島へ順次、確実に超高速ブロードバンド環境が整備されるよう積極的な取り組みを図られたい。

(説 明)

インターネットの利用が広く普及した現在、低廉で高速・大容量通信が可能な超高速ブロードバンド環境が整備された地域では、情報通信技術の進歩による恩恵を受けられる状況にある。しかし、島しょ地区においては、大島町、三宅村、八丈町及び小笠原村に超高速ブロードバンド環境が整備されているが、他の5村はマイクロ無線によるADSL環境の整備に留まっている。

離島における高度情報化の促進にあたっては、離島振興法第13条において、離島における高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮をするものと規定されている。

都は「東京都離島振興計画」に基づき、超高速ブロードバンド未整備の5村（利島、新島、神津島、御蔵島、青ヶ島村）と検討組織を設置し、インターネット等の利用改善に向けた具体的な方策を検討してきている。また、「東京都長期ビジョン」において、全島しょ地域に超高速ブロードバンドの提供を目標に掲げ、実現に向けて都は未整備の5村及び国と協議を重ねてきた。

この間、島嶼町村会及び議長会は都と連携し国に対して財政支援を重ねて強く要望してきており、国が平成27年度の補正予算で所要財源を措置したことから、東京都は平成28年度より御蔵島及び神津島に海底光ケーブルの敷設に着手した。島しょ地域の厳しい気象、海象条件などから東京都は整備工程を4分割し、4ヶ年度に亘り段階的に整備するとしているが、平成29年度以降、残る3村4島の整備が計画通り順次、確実に整備できるよう都は引き続き支援を国に対し強く要望し、所要財源の確保を図られたい。

要望事項	<b>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</b>
	(1) 社会保障・税番号制度の運営のための支援

(要 旨)

社会保障・税番号制度の円滑な運営及び情報セキュリティ対策の強化に向けて、国への十分な情報提供と財源措置等を強く要請されたい。また、都の支援体制を確立されたい。

(説 明)

社会保障・税番号制度においては、既に個人番号の運用が開始され、平成 29 年 7 月からは地方公共団体間等の情報連携が開始されることとなっているが、実際に事務を行う自治体に必要な情報の提供が十分なされていない状況である。

社会保障・税番号制度の運用開始に伴い、町村が従来より広範な業務を担うこととなるのに加え、セキュリティ対策に関しても万全な対策を講ずる必要がある。しかし、情報提供の不十分さは、町村が今後の円滑な制度運営に向けて検討を行うことすらも困難にしている状況がある。

このような状況から、以下の事項について国に対して働きかけるとともに、都においても、町村への迅速な情報提供や技術支援を行う体制を確立されたい。

- ① 本制度の利用範囲は、社会保障分野、税分野、災害対策分野と多岐に及び、全ての国民や法人が対象となっている。今後マイナポータルの導入や関係機関との情報連携が進んでいくことから、制度に対する誤解や運営にあたって混乱が生じないように国民の実生活が具体的にどう変わるかについて、十分な周知を行うよう都も引き続き責任を持って国に働きかけられたい。
- ② 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、国の補助事業が実施されているが、依然として国が想定した補助基準額と実際にかかる経費とでは大幅な乖離が生じている。

また、平成 27 年 12 月に国が示した「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」については、町村における情報セキュリティ水準の確保が必須となっており、個人番号カードの交付に係る事務費については、一部の国庫補助に止まり、町村の新たな財政負担となっている。

さらに、町村の実情に合わせたマイナンバー活用として独自利用事務を展開することが求められているが、システム整備等に関する費用にいたっては、全額町村の財政



負担となっている。

国の補助について上限額を設けず、町村において新たな財政負担が生じないよう、万全の財政措置を国に強く要請されたい。なお、財政措置にあたっては、地方交付税によらず、全ての町村に十分な措置がされるよう併せて国に対して要望されたい。

- ③ 都事務処理特例条例に基づき町村が処理することとした事務のうち、社会保障・税番号制度に係る事務については、早期に事務処理の見直し等の内容を整理し、町村に影響を及ぼす範囲を示すとともに、都の責任において財政措置を講じられたい。
- ④ 国は、地方自治体との情報共有を目的とした「デジタル PMO」サイトを開設しているが、各自治体の質問に対する国の回答までに時間を要し、各自治体でのシステム開発等に影響が生じている。この問題を解決するため、迅速な対応をはかるよう国へ働きかけられたい。
- ⑤ 民間事業者においては、制度開始に伴い従業員等からの番号の収集、管理及び行政機関への申告が義務付けられ、それに対応するためのシステム改修や運用体制の構築が求められているが、周知不足等により各事業者での準備が遅れており、混乱が生じている。

事業者への制度周知についても、国と地方公共団体で協力して行うこととしており、都においても都内事業者に混乱を生じさせないよう、制度周知や相談受付等に積極的に取り組まれたい。また、マイナンバーカードの民間利用等の運用にあたっては、国の責任において個人情報厳格に守られる制度設計とするよう働きかけられたい。

- ⑥ 地方公共団体による他機関との情報連携開始が平成29年7月に予定されている。全自治体が安全・確実に運用できる環境を構築し、国民のマイナンバー制度における不安解消を図る1つの方策として、国は各都道府県に対し自治体情報セキュリティークラウドの構築を求めている。都、国が求めている内容を踏まえた都の方針を早期に示すとともに、費用負担についても町村のおかれた状況を考慮して相応の負担を要望する。

要 望 事 項	<b>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</b>
	(2) 医療保険制度の一本化に向けた取り組みについて

(要 旨)

我が国の国民皆保険体制の中核をなす国民健康保険の構造的問題を解決し、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、都としても積極的に取り組まれない。

(説 明)

各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、平成27年11月19日の国保制度改善強化全国大会では医療保険制度の一本化の早期実現が決議されている。

平成30年度からの制度改正は、国保の広域化と基盤強化に一定の役割を果たす一方で、平成32年には団塊の世代がすべて70歳を超え、医療費の急増により国保財政はさらに厳しくなることが予想される。

都においては、今後も町村と協議を重ねつつ、平成30年度に向けて滞りなく準備を進めるとともに、最終的に医療保険制度の一本化が図られることを、国に対し一層強く働きかけられたい。

要望事項	<b>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</b>
	(3) 介護保険制度改正に伴う支援策の充実

(要 旨)

町村における介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について都が積極的な技術・財政支援を図るとともに、国に対して要請されたい。

- ① 在宅介護サービスについては、基盤整備及び人材養成・確保に国や都からの重点的な財政支援を図る必要がある。また、中山間地域や島しょ地域は採算性の点から民間事業者の参入が期待できず、進出しやすいような新たな支援策の構築を図られたい。  
さらに、訪問介護員、介護支援専門員等の人材育成、確保への支援が必要である。
- ② 介護報酬改定の影響により、保険料と合わせて利用者負担が急増する所得層に、都における現行の「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」の継続を図られたい。
- ③ 介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険税（料）の収納低下により生じる歳入欠陥に対して、財政措置の拡充について国に要請されたい。
- ④ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所に際し、介護保険適用による施設所在町村の負担軽減を図る都事業の創設及び国への要請を図られたい。
- ⑤ 保険者の広域化の協議を含め、都による総合的な調整及び支援を図られたい。
- ⑥ 介護給付費負担金は25%を国の負担とし、調整交付金は別枠とすること。
- ⑦ 次期介護報酬改定において、適正な単価設定を行うよう国へ要請されたい。
- ⑧ 介護保険料の地域格差是正への国への働きかけを図られたい。

(説 明)

地域密着型サービスや予防給付、介護事業者に関する規定の実施など、これらの実効性を確保するために、国及び都の財政・技術支援が不可欠であるが、現状は必ずしも十分とはいえない。

介護報酬については、平成27年度に改定されたところだが、大都市における人件費や物件費が他の地域と比較して高いことから、平成30年度報酬改定に向けて地域の実情を踏まえたものとなるよう国に対して強く要請されたい。

要 望 事 項	<b>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</b>
	(4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等

(要 旨)

後期高齢者医療制度の円滑な実施のため、次の事項について、国へ要請されたい。  
また、東京都として財政措置等を講じられたい。

- ① 保険料の軽減特例措置の見直しにあたっては、きめ細かな激変緩和を講じるなど被保険者が混乱しないような措置の実施
- ② 調整交付金の別枠交付を国への要請
- ③ 区市町村間の財政負担（特に他区市町村からの施設入所者の医療費定率負担分）の不均衡の是正に関する調整機能の発揮
- ④ 現状システムに係る経費の全額国庫負担
- ⑤ 安定的かつ継続的な制度の確立と十分な周知期間の確保

(説 明)

- ① 現行の制度創設後に講じられた保険料の軽減特例措置の見直しによる負担増は、多くの被保険者に影響を与えた。現行制度の見直しにあたってはきめ細かな激変緩和措置を講ずるなど、被保険者が混乱しないように配慮する必要がある。
- ② 後期高齢者の保険料に影響を生じさせないため、療養給付に対する定率交付は、12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する調整交付金は国において別枠で確保するよう、都として国に強く働きかけることが必要である。
- ③ 後期高齢者医療制度では、広域連合内で区市町村間の移動について、国民健康保険や介護保険では適用される住所地特例が適用されず、介護老人福祉施設等が多数立地する財政基盤の脆弱な町村は、他区市町村からの入所者の療養給付費負担金等が増加することから、過重な負担に苦しんでいる。  
都は、調整能力を発揮し、区市町村間の財政の不均衡を是正するため必要な措置を講じる必要がある。
- ④ 現状システムの迅速なサポート体制の構築、十分な検証と動作確認により町村の業務に支障が生じないようにすることが必要である。
- ⑤ 後期高齢者医療制度については、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、とされている。

住民の不安や混乱を払拭するため安定的かつ継続的な制度の確立を図ること及び住民への十分な周知期間が確保されるよう国に働きかける必要がある。

要望事項	<b>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</b>
	(5) 介護報酬の内、地域区分の設定については、早急に、広域行政圏など広域的な区分に変更

(要 旨)

介護報酬の内、地域区分の設定については、次期改定を待たずに早急に、広域行政圏など広域的な区分に変更するよう国に対して強く要請されたい。

(説 明)

平成27年度介護報酬改定における地域区分は、これまでの国家公務員の地域手当に加えて、新たに、総務省の地域手当基準が加わり、厚生労働省から各市町村の地域区分が示された。

町村が存在する西多摩地域広域行政圏における各市町村の地域区分は、青梅市10%、福生市6%、羽村市6%、あきる野市10%、瑞穂町3%、日の出町10%、檜原村3%、奥多摩町6%と、一つの広域行政圏の中で3%から10%に区分されている。

平成27年度介護報酬改定により地域区分の設定にあたっては、地域区分の低い町村から、東京都を通じて国に対して6%の適用を強く要望したが、結果として3%に止まった。

こうした町村内の介護事業者からは、現状でも介護職員の確保が困難であるにも係わらず、さらに困難になるとの指摘が多く寄せられている。このままの状態では、職員の離職（隣接する他市町の施設への転職）が多数発生し、必要な職員数が確保できず、介護施設の運営が困難になり、地域区分の低い町村から介護施設の撤退が危惧されている。

ついでには、平成27年度介護報酬改定により地域区分を改定したところであるが、次期（平成30年度）改定を待たず、早急に、地域区分を広域行政圏など広域的な区分に変更するよう国に対して強く要請されたい。

要望事項	<b>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</b>
	(6) へき地医療行政等の充実

(要 旨)

住民の生命・健康を守るへき地医療等の充実のため、次の事項について積極的に促進されたい。

- ① へき地に勤務する医師と看護師の確保、派遣及び期間の延長と支援職種の医療従事者全般への拡大
- ② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置
- ③ 医師給与費補助の引き上げ
- ④ 看護師等技術職員の給与費補助の創設
- ⑤ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣
- ⑥ 専門診療制度（眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）、巡回精神衛生相談の充実強化
- ⑦ 遠隔問診システム及び動的画像電送システムの導入等バックアップシステムの充実
- ⑧ 休日急病診療、休日歯科診療事業の現行補助率の存続及び休日急病診療事業の補助単価引き上げと土曜日への拡大
- ⑨ 血液透析実施に対する医療費補助の充実
- ⑩ 産婦人科、小児科等の不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設

(説 明)

へき地医療の確保は、へき地に所在する町村に課せられた重要な責務であり、住民の生命と健康を守るうえからも欠かすことができないものである。

しかし、国の「へき地勤務医師等確保事業」等の現状の支援システムだけでは、医師の確保はもとより、医療体制の充実等を図ることに苦慮しているのが実情である。

そのため、国の「第9次へき地保健医療計画」に基づき、東京都が設置している「へき地医療支援機構」の中の会議体「東京都へき地医療対策協議会」を活用し、医療人材確保等の医療支援体制の充実を図ることが必要である。

また、財源措置について国に対し強く要請するとともに、都としての人的・財政的支援が必要である。

要 望 事 項	<b>4 福祉の充実した町村の実現に関すること</b>
	(7) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実

(要 旨)

公立病院等に対する施設整備事業補助の充実を図られたい。

(説 明)

町村部においては、地域の中核的病院として、公立病院（福生病院、阿伎留医療センター、奥多摩町立病院、八丈町立病院）はもちろんのこと、公設民営型の医療施設においても地域に果たす役割は非常に大きいものがある。

しかし、町村部の各病院の経営状況は厳しく、病院施設の改修、高度医療に対応した医療機器整備及び救急医療体制の確保などは、財政力の弱い町村にとって過重な負担になっている。公立病院等に対する施設整備事業に対しては補助金交付により一定の支援がされているが、引き続き財政支援の充実を図ることが必要である。



要望事項	<b>5 農林水産業の振興に関すること</b>
	(1) 農業振興対策の推進

(要 旨)

町村において農業は地域振興のうで欠かせないものであり、次の事項について推進されたい。

- ① 農村総合整備事業の事業量の確保
- ② 土地改良事業の充実
- ③ 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化
- ④ 農業委員会に対する財政措置の充実
- ⑤ 農業改良普及センターの拡充強化、普及指導員の常駐及び指導事業の強化
- ⑥ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化
- ⑦ 畜産振興に向けた牧場の整備促進
- ⑧ 遊休農地対策事業として「農地の保全と利活用促進事業」の充実
- ⑨ 新規就農者支援体制の強化
- ⑩ わさび田の造成と後継者の育成強化について

(説 明)

- ① 農道や農業集落排水の整備により、農業生産の向上と水質保全を図るとともに、集落内の環境整備を総合的に実施することが必要である。

また、着実な事業推進を図るため、必要な事業量に見合う都費負担分の財源を確保することが必要である。

- ② 町村地域においては、農地が狭あいなため基準面積に達しない地域が多いので、都単土地改良事業の補助基準面積の一層の引き下げ（2ヘクタール→1ヘクタール）を図る必要がある。

また、畑地の農業用水の安定確保を図るため、技術指導及び財政支援とともに現在事業化されているものの早期完成と、調査中のものの事業促進が必要である。

- ③ 平成26年2月に未曾有の降雪があり、ワサビ田施設（獣害用防護ネット、モノレール）の倒壊等雪害による甚大な被害が発生した。

地球温暖化等の影響により年降水量が増加すると予測されており、今後、大雪による被害や台風、集中豪雨による農産物への被害拡大の可能性も高くなることを見込ま

れる。

については、雪害や台風、集中豪雨による農産物被害が発生した場合には、ワサビ田防護ネット及びモノレール等の施設の撤去復旧を総合的に速やかな対応を図るため補助事業の制度改善が必要である。

なお、島しょ地域においては、花卉等の荷傷み防止のため、冷蔵倉庫、保冷コンテナの施設整備が必要である。

- ④ 農業委員会の活動強化のための事業費補助について、より一層内容を充実し、地域における農政問題への取り組みを推進することが必要である。
- ⑤ 離島特別技術指導事業等による普及指導員の派遣は大変効果をあげているので、常駐し、指導を充実することが必要である。
- ⑥ 農業振興には、バイオテクノロジーを始めとして、品種改良等の試験研究を強化促進するとともに、技術指導の充実が必要である。
- ⑦ 島しょの畜産業が衰退しつつあり、畜産振興を図るためには、公営牧場の施設整備の充実が必要である。
- ⑧ 遊休農地対策は、農政の重要な課題として様々な施策が展開されているが、農家の高齢化などにより明確な打開策は未だ見出せないのが現状である。各町村の地域特性を活かした遊休農地対策事業の促進を図る必要がある。
- ⑨ 離農及び高齢化等により、農業者の減少は著しい。一定量の出荷がないと、市場より産地として認識されない。新規就農者確保のため、研修センターの開講、支援制度の確立に向けて努力している。
- ⑩ 奥多摩町では奥多摩山葵栽培組合、東京都西多摩農業改良普及センターの協力により遊休農地解消、また後継者育成や栽培技術の伝承を目的に奥多摩わさび塾を開講し、50人の卒業生を輩出している。

平成28年度は、国の山村活性化交付金を活用し、わさび田の調査を実施し、わさび塾卒業生や新規就農者に情報提供を行なうが、耕作が行われていないわさび田については荒廃が進んでいるため、わさび田の造成等が必要である。

このため、わさび塾等の運営に要する費用やわさび田の造成に要する費用等の支援が必要である。

要 望 事 項	<b>5 農林水産業の振興に関すること</b>
	(2) 林業総合振興対策の充実強化

(要 旨)

林業は、町村における産業として大きな比重を占めており、また緑の保全も強く求められていることから、次の事項について積極的に措置されたい。

- ① 都施工林道の開設（間伐林道の増設）、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額
- ② 林道開設に伴う工事延長及び林道舗装事業の採択基準の緩和
- ③ 小中沢線林道の整備（交通安全対策、落石防止対策）
- ④ 森林保全対策事業・治山事業の充実強化

(説 明)

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水源のかん養、炭酸ガスの吸収等の多様な公益的機能が高く、また、都民の観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っている。

しかし、今日の林業生産活動は、国産材需要の減少、木材価格の低迷、労働力不足等により停滞している。また、害虫被害や風雪等による倒木被害により、森林の荒廃がますます進行している。

こうした現状を踏まえ、林業振興対策を充実強化し、総合的に推進することが必要である。

要望事項	<b>5 農林水産業の振興に関すること</b>
	(3) 水産業の振興

(要 旨)

山村、島しょ地域における水産業の振興を図るため、次の事項について積極的に推進されたい。

- ① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の継続と充実
  - ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大
  - イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成
  - ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設・漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）の漁業施設の整備促進
- ② 漁業専門技術指導員（普及員）制度の創設
- ③ 栽培漁業センターの拡充整備
- ④ 内水面活性化総合対策事業の充実
- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実
- ⑥ 大中型まき網漁業・底立てはえ縄漁業の違反操業漁船の監視・取り締り強化
- ⑦ 公的漁業金融制度の利用促進のための基準緩和
- ⑧ 赤ハタ放流事業に対する財政支援
- ⑨ 漁業基盤施設整備に対する財政支援
- ⑩ 漁業協同組合への財政及び人的支援
- ⑪ 都単独内水面施設整備補助事業の推進

(説 明)

- ① 東京の漁業にとって、島しょ地域は重要な地位を占めている。特に、国際的な漁業規制の強化が図られていることから、沿岸漁業の重要性が一層増してきている。  
しかし、沿岸水域では水産資源の減少が進んでいるため、資源管理型漁業の推進や漁家経営基盤の強化等により、安定的かつ魅力的な産業として、水産業を発展させていくことが必要である。
- ② 生産力の向上のために、新たな魚介漁法の開発・普及が重要であり、専門技術指導員（普及員）制度を創設し、漁協・漁業者への指導体制を整備する必要がある。
- ③ 水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るため、栽培漁業

の育成・普及を進めるとともに、拡充する必要がある。

- ④ 町に所在する漁業協同組合をはじめ都内の内水面漁業協同組合は、河川への入漁者や特設釣り場の入漁者数の激減により、経営が年々逼迫し、借入金が増加している状況にある。

については、漁業協同組合の経営の健全化、安定化を早期に図るため、指導、支援が必要である。

- ⑤ 東京都島しょ農林水産総合センターは、都の水産業振興に大きな役割を担っていることから、研究指導の体制強化や展示内容の充実及び学習施設の整備等より一層の充実を図る必要がある。
- ⑥ 違反操業漁船の監視・取り締まり強化に対する財政支援が必要である。
- ⑦ 漁業者向けの公的金融制度については、審査基準の厳しさや事務手続の過重負担により、利用者が限られてしまっているため、審査基準の緩和と事務手続の簡素化について国への働きかけを行い、利用促進を図る必要がある。
- ⑧ 海況の変動、資源の枯渇状態で漁業は不振続きのため漁業者の生活は毎年厳しい状況が続いている。これらを解消するために、毎年度、築いそ投石事業による藻場の形成、サザエ、アワビ等の増殖事業を行い、磯根資源の復活を図ってきたところであるが、さらに、新たな事業として、赤ハタ放流事業を推進するための財政支援が必要である。
- ⑨ 生産力を向上させるために、漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な箇所については、緊急に整備を行う必要がある。
- ⑩ 島しょの漁業にあっては、魚価の低迷や燃料価格の高騰など非常に厳しい経営状態が続いている。今までに漁協緊急再生支援事業などで、経費の節減や事務事業の見直しなどを行いながら財政的な援助も受けてきた。しかしながら予想以上に長引く魚価の低迷、水揚高の減少などが続き、このままでは組合の破綻という最悪の事態も予想されるため、管理運営費への補助制度の創設や人的支援が必要である。
- ⑪ 内水面漁業をより普及発展させるため、国庫補助事業では事業規模が小さくて補助対象とならない、小規模の施設整備や施設改修、水産物の加工機械等整備事業を、都の単独補助事業として推進していくことが必要である。

要望事項	<b>5 農林水産業の振興に関すること</b>
	(4) 港湾・漁港の整備促進

(要 旨)

島しょ地域の振興を強力に推進するため、港湾・漁港の整備を促進されたい。

① 港湾・マリーナ整備の促進

- ア 船客待合所の建設及び施設の充実
- イ 波浮港の防波堤の整備 (大島町)
- ウ 元町港・岡田港駐車場の拡幅等の整備促進 (大島町)
- エ 漁船の増加と大型化に対応するための泊地の整備促進 (利島村)
- オ 利島港西側岸壁西側の越波対策のため消波ブロックの設置、防波堤（北）西側側面に防舷材の設置、防波堤（北）の先端に越波対策用の消波ブロック早期増設 (利島村)
- カ ジェットfoil就航に伴う十分かつ安全な接岸を確保できる静穏性に優れた港湾施設の早期整備 (利島村・新島村)
- キ 新島港の岸壁の整備促進及び本堤の泊地の拡大 (新島村)
- ク 連絡船「にしき」の発着岸壁及びB堤入口の維持浚渫 (新島村)
- ケ 新島マリーナの整備促進 (新島村)
- コ 神津島港沖防波堤の整備 (神津島村)
- サ 神津島港の整備促進 (神津島村)
- シ 三池港防波堤の整備促進及び三池海岸離岸堤の整備促進 (三宅村)
- ス 御蔵島港及び小型船施設の整備促進 (御蔵島村)
- セ 御蔵島港の漁港機能としての泊地の静穏度の早期整備 (御蔵島村)
- ソ 御蔵島港の新岸壁の早期整備 (御蔵島村)
- タ 青ヶ島港の港湾整備の促進 (青ヶ島村)
- チ 青ヶ島港の漁港機能実現を目途とした泊地の早期整備 (青ヶ島村)
- ツ 沖港の防波堤の整備 (小笠原村)

## ② 漁港整備の促進

ア 漁港・漁場整備長期計画の促進

イ 羽伏漁港の整備促進及び定期船接岸岸壁の整備 (新島村)

ウ 若郷漁港の整備促進及びジェットフォイル接岸補完港としての整備促進  
(新島村)

エ 三浦漁港の整備促進 (神津島村)

オ 伊ヶ谷漁港の避難港としての整備促進 (三宅村)

カ 阿古漁港の整備促進 (三宅村)

キ 南郷漁港の整備促進 (御蔵島村)

### (説明)

島しょ地域における港湾・漁港の整備は、住民生活を支える漁業・観光産業の振興を図るうえで欠くことのできない重要な課題である。

しかし、気象条件によっては入港しながら接岸、荷捌きが容易にできないという状況があり、さらに加えて観光シーズンにおける来島者への快適なサービスの提供が十分できないなどの現状がある。そのため、これらの課題の解決に向けて積極的な対策が必要である。

また、平成14年4月から伊豆諸島北部の島しょにおいて小型高速艇ジェットフォイルが就航しているが、特に冬季には就航率が激減し、住民生活に対して重大な影響を及ぼしている。このため、ジェットフォイルを十分かつ安全に接岸させることのできる静穏性に優れた港湾施設の整備が早急に必要である。

さらに、御蔵島村については港が北側しかなく、季節風の強い冬場の大型客船の就航率は時に20%を下回る現状にあり、地域の特性に適した新岸壁の早期整備が必要である。

要望事項	<b>5 農林水産業の振興に関すること</b>
	(5) 椿林病虫害の発生原因究明と防除に対する支援強化

(要 旨)

利島村のトビモンオオエダシヤクによる椿林被害について、発生原因の早期究明と実効性のある防除に対する技術的・財政的支援の強化を図られたい。

(説 明)

利島村では椿林病虫害トビモンオオエダシヤクが大量発生し、村の椿林の2割に相当する約30haに被害が及んでいる。トビモンオオエダシヤクによる食害は、島の椿油産業に壊滅的な被害を与えることが懸念されている。

これまで、都は利島村が行う薬剤散布に対し、技術的・財政的支援を行っており、薬剤散布場所では病虫害の発生が抑制されるなど、一定の効果が確認されているものの、飲料水の水源となっている椿林等には薬剤を散布できない場所もある。

利島村では誘蛾灯の設置を増やして成虫の捕獲に努めるなど、病虫害防除に向けて対策を講じてきたところであるが、被害を食い止めるためには、なお一層の都の支援が必要である。

今後、病虫害発生の原因究明等を早期に行った上で、実効性のある防除対策が進むよう、都としての取り組み強化を要望する。



要 望 事 項	<b>6 住民生活を支える道路、交通等に関すること</b>
	(1) 市町村土木補助の充実

(要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援されたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 道路の安全確保のため上下斜面の落石等の防止対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大
- ⑤ トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁、道路付属物の修繕事業への補助対象の拡大

(説 明)

- ① 市町村土木事業の補助は、平成23年7月の採択基準改正により地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえたより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和が必要である。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域では落石等が頻繁にある箇所が点在し、通行の安全確保と道路の適正な維持管理を図るために、補助事業の対象となるよう採択の基準の見直しを検討されたい。

また、防風対策に加えて緑化や付属物の整備についても、新たに補助の対象とすることが必要である。

- ③ 舗装済の生活道路は、経年劣化等により破損の著しい個所が多数発生している。道路拡幅の必要性は乏しいが、住民生活に大きな影響を及ぼす。今後、舗装補修を必要とする道路が増え、現行補助率10分の3を新設又は改築に要する経費と同率の2分の1に拡大する必要がある。
- ④ ガードレール及び転落防止柵等安全施設の老朽化による撤去・設置については補助の対象外となっている。島しょ町村においては塩害による腐食が著しく安全施設の危険箇所が増えている。地域の実情を考慮のうえ、補助対象とすることが必要である。
- ⑤ 都市の防災性の強化が求められている現在、道路整備とともに、トンネル等の既存施設の計画的な修繕が多摩地域の防災性・安全性の向上が非常に重要である。

トンネル等の修繕事業については新たに補助事業が必要である。

要望事項	<b>6 住民生活を支える道路、交通等に関すること</b>
	(2) 都道の整備促進等

(要 旨)

産業振興と住民生活の安定化のため、次の主要地方道、都道の新設、整備を積極的に進められたい。

- ① 福生都市計画道路3.4.10号線（主要地方道5号新宿・青梅線  
青梅街道～福3.5.17号線の）早期拡幅（瑞穂町）
- ② 福生都市計画道路3.4.4号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅  
（瑞穂町）
- ③ 青梅都市計画道路3.4.13号線（青梅3.4.4～青梅3.4.8）の  
早期着工（瑞穂町）
- ④ 都道184号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備促進  
（日の出町・奥多摩町）
- ⑤ 都道238号線（肝要地区(トンネル)～青梅市吉野地区）の建設促進（日の出町）
- ⑥ 秋3.5.2号線～秋3.4.5号線（都道165号線）を結ぶ道路  
の新設整備（日の出町）
- ⑦ 都市計画道路秋3.4.14号線（都道185号線）の全線拡幅整備（日の出町）
- ⑧ 都道主要地方道31号線（二ツ塚～萱窪信号）早期拡幅整備（日の出町）
- ⑨ 都道251号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備（日の出町）
- ⑩ 秋川南岸道路の早期建設（檜原村）
- ⑪ 檜原村南北横断道路の早期完成（檜原村）
- ⑫ 都道205号線（水根本宿線）の整備促進（檜原村）
- ⑬ 主要地方道33号線（上野原・五日市線）の拡幅整備（檜原村）
- ⑭ 山岳道路の防災対策の強化（檜原村・奥多摩町）
- ⑮ 都道202号線大丹波地区の早期拡幅整備（奥多摩町）
- ⑯ 都道204号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消（奥多摩町）
- ⑰ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区）（奥多摩町）
- ⑱ 国道139号線の早期拡幅（奥多摩町）
- ⑲ 国道411号線の道路、トンネルの早期拡幅（笹平橋－奥多摩湖）  
及び歩道の設置（棚沢橋－将門）（奥多摩町）
- ⑳ 都道へりポート線第2期整備の早期着工（利島村）

- ⑳ 都道 2 3 7 号線（式根島本道）第二期工事の早期着工（新島村）
- ㉑ 村道羽伏港線の都道への編入及び整備（新島村）
- ㉒ 都道 2 2 4 号線～村道 2 1 号線～村道 6 9 号線アクセス道路の開設（神津島村）
- ㉓ 都道 2 2 4 号線（神津本道）の歩道の設置（神津島村）
- ㉔ 地震・津波対策として都道 2 2 4 号線（前浜海岸地区）の法面工事（神津島村）
- ㉕ 都道 2 1 2 号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替避難道路の確保（三宅村）
- ㉖ 2 2 3 号線（御蔵島環状線）の早期完成（御蔵島村）
- ㉗ 林道黒崎高尾線の都道への編入（御蔵島村）
- ㉘ 都道 2 3 6 号線（青ヶ島循環線）の整備促進（青ヶ島村）
- ㉙ 都道 2 4 0 号線として、津波防災機能を備えた道路整備（父島奥村～清瀬間）  
（小笠原村）

（説 明）

町村地域における都道等の整備は、都市部においては、道路交通を円滑化し、山間・島しょ部においては、地域交流を活発化し、住民生活を支えるための重要な課題であり、産業振興、観光振興の促進や地域防災等の観点からも早期整備が必要である。

要 望 事 項	<b>6 住民生活を支える道路、交通等に関すること</b>
	(3) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進

(要 旨)

多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設の促進を図られたい。

(説 明)

現在、多摩都市モノレールは「多摩センター～上北台間」で運行しており、乗降客も年々増加し、営業成績も年々向上している。

平成28年4月に、交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」が答申され、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つに、多摩都市モノレールの延伸が位置付けられた。上北台～箱根ヶ崎間の延伸は前答申でもA2路線に位置付けられており、既に導入空間となりうる道路整備が進んでいる。

新交通システムであるモノレール建設の早期実現は、西多摩地域の将来の発展のために重要な意味があり、まちづくりの継続性という観点からも、一日も早い事業化が必要である。

要 望 事 項	<b>6 住民生活を支える道路、交通等に関すること</b>
	(4) 公共下水道整備に対する支援措置

(要 旨)

町村地域における公共下水道の整備促進のため、次の事項について積極的な支援を図られたい。

- ① 管渠設置に対する都補助率の漁業集落排水・農業集落排水なみの引き上げ
- ② 維持管理に対する財政支援
- ③ 下水道事業に対する環境保全推進のための財政支援

(説 明)

公共下水道は、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため不可欠な都市基盤施設であり、早急に整備を図る必要がある。

しかし、下水道事業は莫大な建設資金を必要とし、維持管理の面からも将来にわたる大きな財政負担が生じることから、町村において大きく整備が遅れているのが実情である。

こうしたことから、町村において公共下水道の整備促進を図るためには、設置費はもとより維持管理費に対する財政支援が必要である。

また、水源地を抱え下水道事業を実施している町村にとっての下水道の位置付けは、そこに生活する住民の生活環境は勿論のこと、保全された環境を求め訪れる都民全体に与える公共用水域の水質保全としての便益が大きいことから、都市住民を含めた受益者全体による費用負担の考え方に基づく財政支援が必要である。

要 望 事 項	<b>7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること</b>
	(1) 森林の保育、保全を目的とする財源の確保

(要 旨)

国に「全国森林環境税」の早期実施を強く働きかけるとともに、都としても森林環境を守る市町村に財政的な還元をしていく都制度の創設や補助の拡充を図られたい。

(説 明)

森林の持つ多面的な公益的機能の持続に向けて、林業、森林、山村対策の抜本的な強化は欠かせない。しかし、そのための財源は現行の税制や補助制度では限界があり、新たな財源確保が必至となっている。

平成27年の与党税制改正大綱に「全国森林環境税(仮称)」等の新たな仕組みを検討することが明記された。しかし、時期については適切に判断するとして、実施時期など不明なところも多く残されている。一刻も早い税の内容検討、実施を実現するよう関係各局ならびに国に対し強く働きかけられたい。

また、地球規模での温室効果ガスの削減が求められる中、市町村が森林整備に力を注ぐことは、東京都の二酸化炭素の削減に多大な効果をもたらす。森林の持つ多面的機能の一つである地球温暖化防止に着目し、森林環境を守り造っていく市町村に対して、財政的な還元をする都制度の創設や補助の拡充を図られたい。

要 望 事 項	<b>7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること</b>
	(2) 総合的観光対策及び補助制度の充実

(要 旨)

町村において、観光産業は非常に重要であり、都民の観光ニーズに対応するため、総合的な観光対策の確立を図り、その積極的な推進を図られたい。

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の弾力的な運用
- ③ 観光施設管理運営経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ 観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 在留外国人等への観光情報の提供方法の確立
- ⑦ 観光に資する森林資源整備事業の継続
- ⑧ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたインバウンド観光のための統一アプリケーションの構築
- ⑨ 宿泊事業者負担を軽減するための補助制度の創設

(説 明)

都民の憩いの場としての役割を果たしている西多摩地域及び島しょ地域において、その観光資源を活用した施設整備等の観光対策を充実させ推進することが必要である。

近年の登山・トレッキングのブーム、ラフティングやキャニオニングといった新たなアクティビティの充実等、自然を楽しむ人々や外国人観光客の増加に伴い、町村を訪れる観光客数は増加しており、多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業で観光標識の設置や施設整備、観光パンフレット等の作成を行っている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの効果で外国人旅行者の増加が見込まれることから、ユニバーサルデザインの理念に基づいた観光用公衆トイレの整備を早急に行う事が必要である。

都補助金1/2の補助率を拡充するとともに、一町村1,000万円の限度額を撤廃されたい。

また、小笠原村については振興開発事業の補助対象に交流連携等のソフト事業も含まれていることから、当該事業補助の対象地域から外れている。現状では、振興開発事業のソフト事業において観光パンフレットの制作などは対象外となっているため、これま

で単費で制作してきた。平成28年7月に新おがさわら丸が就航し、今後、観光パンフレットなど様々な観光PR用の素材については改訂が必要となり経費もかかることから、当該補助事業の対象地域とされたい。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、インバウンド観光の促進が重要課題となる。観光庁が行った訪日外国人へのアンケート調査では、旅行中困ったことでは「無料公衆無線LAN環境」が36.7%となっている。

このため、Wi-Fiの整備を進めることと併せ、東京都全体の区市町村情報が掲載されたアプリケーションの構築をお願いしたい。

平成27年4月1日に改正された消防法令により、旅館等の宿泊施設に「自動火災報知設備」の設置が義務となった。宿泊施設が減ることは、更なる観光客数の減少を招く怖れがあるため補助制度の創設が必要である。



要 望 事 項	<b>7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること</b>
	(3) 島しょ部における生態系の総合調査の実施

(要 旨)

貴重な固有種の保護等のために、島しょ部における生態系の総合調査を都及び国により実施されたい。

(説 明)

島しょ部では、各島に動植物の貴重な種が存在し、鳥類・昆虫・植物等が来島者をひきつける魅力のひとつとなっており、観光資源として活用されるとともに、学術的な研究対象になっている。

しかし、これらの貴重な種が野生化した小動物や外来種により、減少する傾向がみられている。

例えば、御蔵島はオオミズナギドリの世界最大の繁殖地と言われているが、近年、野生化したネコの捕食により数が減少していると、研究者の報告があった。村では野生化したネコに避妊去勢手術を施しているものの、ネコの増加抑制には至っていない。さらには、ネコが固有種であるミクラミヤマクワガタを捕食する事例も報告されている。また、八丈島ではかつて導入したイタチによって、町の鳥であるアカコッコの減少や在来種のトカゲなどが激減している。

過去にはその島に生息しなかった外来種がほとんどの島で確認されており、各島ごとの生態系の総合的な調査を行い、貴重な固有種の保存等に効果的な手法を探る時期に来ていることから、都及び国による総合的な生態系調査を早急に実施されたい。

要 望 事 項	<b>7 次世代に引き継ぐ豊かな環境に関すること</b>
	(4) 地球温暖化防止のためのCO <sub>2</sub> 削減に対する支援及び再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化

(要 旨)

地球温暖化防止策に取り組むため、CO<sub>2</sub>削減に対する町村の施策について支援の充実を図りたい。

また、再生可能エネルギー対策への財政支援等を強化されたい。

(説 明)

① CO<sub>2</sub>削減に対する町村の施策について支援

都民共通の財産である森林を後世に伝え、より一層のCO<sub>2</sub>を吸収するには一市町村の力だけでは限界があるため、CO<sub>2</sub>の吸収に貢献する広大な森林を有し、積極的に森林整備を進めている市町村への都制度の拡充が必要である。

- ・ 森づくり事業への支援を希望する区市と森林を有する市町村とのコーディネートシステムの構築に対する調整及び支援
- ・ 都独自のクレジット制度の構築と普及

② 再生可能エネルギー対策への財政支援等

太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する都の財政支援と情報提供が不可欠である。

- ・ 再生可能エネルギー利用拡大のための支援
- ・ 区市町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引き上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政的支援の拡充

要 望 事 項	<b>8 小中学校等の運営充実と施設整備の促進に関すること</b>
	(1) 小中学校等の運営の充実

(要 旨)

小中学校等の運営の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 児童、生徒検診（耳鼻科、眼科）に必要な医師の派遣
- ② 教材費に対する補助制度の創設
- ③ 給食センター施設整備に対する財政支援
- ④ 学校栄養職員の配置基準の改善
- ⑤ 島しょ・へき地における小規模校に対する教員の加配
- ⑥ 島外体験学習派遣事業に対する財政支援
- ⑦ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
- ⑧ 学校図書館における司書臨時職員配置への財政支援
- ⑨ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
- ⑩ 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
- ⑪ 全学年への少人数（35人以下）学級編制の拡大
- ⑫ 行政系職員（栄養士・事務職員）の確保
- ⑬ 利島村教員住宅の整備（新築及び改築）

(説 明)

- ① 学校検診のうち耳鼻科・眼科検診は、町村に医療施設が少ないため、児童生徒の健康管理上苦慮しており、医師の派遣が必要である。
- ② 小中学校の運営経費が増大し、教材費（教具、備品）の負担が大きくなっており、補助制度の創設が必要である。
- ③ 給食センター施設整備は、多額の経費を要するため、財政支援が必要である。
- ④ 配置基準は児童生徒数2,500人以下を1人としている。食品の衛生管理や食物アレルギー対応等、業務が拡大しているため、2,500人以下であっても2人の配置が必要である。また、町村の実情に応じた、職員の派遣延長等の措置が必要である。
- ⑤ 島しょ・へき地小規模校の複式学級解消のため、教員の加配措置が必要である。
- ⑥ 島しょ町村の小中学生を対象に、島外での団体生活や各種活動体験を通じ心身を鍛え、社会に貢献できるリーダーの養成を図ることが必要である。

- ⑦ スクールカウンセラー配置については、小学校の低学年からの相談が必要と思われるケースや家庭内の問題について早期に対応する方が望ましいケースが多い。
- 中学校においてスクールカウンセラーの常勤配置とともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置は、週2日以上への拡充が必要である。
- ⑧ 12学級以上の学校に司書資格を持つ教諭を配置しているが、児童、生徒の自発的、主体的な学習が進み学校図書館の活用が多くなっている。臨時の司書職員に対する財政援助が必要となる。
- ⑨ 町村負担で小中学校の外国人英語指導助手を配置しているが、人材の確保と財源の措置に苦慮している。人材確保対策と財政支援体制の確立が必要である。
- ⑩ 主要教科の学力向上を図るため、都の支援を受けて少人数授業を行っているが、講師の時数配当による支援体制の維持が必要である。
- ⑪ きめ細かい指導を行うため、少人数（35人以下）学級編制を、早期に全学年に拡大することが必要である。
- ⑫ 都から派遣されている行政系職員（栄養士・事務職員）が病欠等で不在となった場合は、都の責任において、職員（臨時職員を含む。）を確保する必要がある。
- ⑬ 唯一ある木造住宅1棟3戸の世帯用住宅が整備されてから30年以上経ち、建屋・設備の老朽化が著しい。また、同居家族を持つ教員の異動も多く、世帯用住宅が不足している。早急に現在の住宅の改築をするとともに、3棟の新設が必要である。

要 望 事 項	<b>8 小中学校等の運営充実と施設整備の促進に関すること</b>
	(2) 小中学校施設整備の促進

(要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和
- ④ 公立小中学校校庭芝生化事業に対する補助
- ⑤ 公立小中学校冷房化助成制度の補助対象の拡大

(説 明)

町村においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。部分的な改造など国の補助対象外となるものについて、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、都の財政支援が不可欠である。

また、義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送などにより割高になっており、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用することが必要である。

校庭芝生化の維持管理経費補助金は、平成27年度から補助期間が5年間となり、リーダー養成等に寄与することとなった。しかし、地域連携事業は、校庭芝生化校の増加で採択される可能性が低くなっており、対象校数の拡大が必要である。さらに、補助対象を一般的な管理経費にまで拡大し、さらに1校当たりの補助金額の拡充を要望する。

東京都公立学校施設冷房化支援特別事業補助金は、平成26年度から平成30年度まで、防音性を求められる特別教室や普通教室での代替が不可能な特別教室を対象としている。特別教室の冷房化は喫緊の課題であり、公立学校施設冷房化支援特別事業補助金の補助対象を拡大し、早期の冷房化を実現できるように図られたい。

要 望 事 項	<b>9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること</b>
	(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における競技会場の誘致

(要 旨)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン、スポーツクライミングの競技会場の誘致について、都は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ強く働きかけるなど、支援を図られたい。

(説 明)

国際オリンピック委員会理事会において、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が提案した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのサーフィン、スポーツクライミングを含む5競技18種目について、パッケージとして国際オリンピック委員会総会に提案することが承認された。

新島村の羽伏浦海岸は、日本選手権等が過去に10回以上開催され、現在も日本選手権や東京都知事杯などが開催されるなど、世界に誇る日本有数のサーフポイントである。白砂の海岸に太平洋の白波はオリンピックの会場として最適地である。

また、三宅村の村営スポーツクライミング施設は、村を挙げて競技の普及に努め、住民のみならず観光客等にも人気の施設として成長した。背景に広がる壮大な自然の中でのスポーツクライミングを目的とする来島者も増加しており、さらなる施設の拡大、運営体制の充実強化を図っている。

世界のトップアスリートの競技を肌で感じることは、東京オリンピック・パラリンピックの経験を次世代に受け継ぐ貴重な財産と考えており、サーフィン会場として新島村、スポーツクライミング会場として三宅村が最適地であることから、競技会場の誘致について、都として強く公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ働きかけるなど、支援を図られたい。

要望事項	<b>9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること</b>
	(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けての気運醸成への財政支援と聖火リレーの全町村を巡るコース設定

(要 旨)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、各町村の大会開催気運醸成に向けた取り組みへの財政支援と西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡るコース設定にするよう強く求める。

(説 明)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は国民に多くの夢を与えると共に、その経験は次の世代への貴重な財産として受け継がれていくこととなる。

大会の成功に向けて、オール東京での大会開催気運醸成は不可欠である。特に、競技が実施されない西多摩及び島しょ地域でも大会開催気運醸成を図っていくことが重要である。各町村が大会開催気運醸成に取り組むにあたっては、都の財政支援等が不可欠である。

また、1964年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、町村に聖火リレーが巡ることはなかった。

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会では、西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡ってくることになれば、年齢層も問わず住民一人ひとりが大会開催を実感し、記憶に残る大会となり、大会開催気運醸成に、大きな効果が期待できるものと確信している。

ついでには、西多摩及び島しょの総ての町村に聖火リレーが巡るコース設定にするよう強く要望する。

要 望 事 項	<b>9 東京オリンピック・パラリンピックに関すること</b>
	(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会合宿地の誘致と施設整備の財政支援

(要 旨)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、次の事項について、積極的に財政支援を図られたい。

- ① 大会事前合宿（キャンプ）地の誘致推進にあたり関係機関との調整及び支援
- ② 合宿（キャンプ）に伴う施設整備の財政支援

(説 明)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものである。多摩・島しょにおいても豊かな自然やおもてなしの心で、競技大会事前合宿（キャンプ）地として世界のトップアスリートを迎え入れ、交流を通じて次世代を担う子供たちに大きな夢と感動を与え、地域の活性化につなげたい。競技大会事前合宿（キャンプ）地誘致の調査研究、PR活動を行ううえで、関係機関との調整及び必要な知識・技能・方策について指導、支援が必要となる。

また、合宿（キャンプ）にともなう施設整備について財政面で支援を図られたい。